

## 令和 2 年 10 月以降の「自立支援会議」の変更点について (ご案内)

### 1. 対象者の変更について

令和 2 年 10 月以降、自立支援会議の対象者を変更させていただきます

- 長浜市内の居宅介護支援事業所に所属するすべてのケアマネジャー、地域包括支援センターのケアプラン作成担当者の方々に、1 ケースずつ事例を提出していただきます。
  - 居宅介護支援事業所のケアマネジャーのみなさまには原則として要介護 1 (サービス利用開始後 3 ケ月～6 ケ月後) のケースを提出していただきます。
- ※ただし、ケアマネジャーがリハビリ、栄養、口腔、地域課題など、専門職に助言を求めたいケースであれば、要介護度は問いません。
- 地域包括支援センターのケアプラン作成担当者の方々は、要支援または総合事業対象者 (サービス利用開始後 3 ケ月～6 ケ月後) のケースを提出してください。

### 2. スケジュールについて

- 令和 2 年 10 月以降、今年度は計 24 回の自立支援会議を開催する予定です。
- ケアマネジャー、ケアプラン作成担当者の方にはおおむね 3 ケ月前に会議の開催日時をお知らせいたします。
- 会議開催日の 2 週間前までに高齢福祉介護課 (地域包括支援係) に資料の提出をお願いいたします。

※順次ケアマネジャー個人に予定をお知らせします。

どうしても都合が悪い場合は高齢福祉介護課 (地域包括支援係) へお知らせ下さい。

### 3. 検討ケース数と検討時間について

- 1 回の会議で検討するのは 3 ケースです。
- 1 ケースの検討時間は 40 分とさせていただきます。

#### 4. 会議の参加および傍聴について

ケアマネジャー3名の方々は、会議開始時間（14：00）から会議終了時間（16：10分頃）まで参加し、他のケースの傍聴（場合によっては参加）をお願いいたします。

※サービス提供事業所の方には担当ケースの時間のみ参加していただきます。新型コロナウイルス感染症予防対策が、今後も継続して必要となる可能性を考え、当面の間、傍聴はご遠慮いただきます。

#### 5. 資料について

会議開催日の2週間前までに、以下の書類をご準備いただき、高齢福祉介護課（地域包括支援係）に提出して下さい。

《居宅介護支援事業所のケアマネジャーに準備していただく資料》

- 資料① 目指す姿イメージシート
- 資料② フェイスシート
- 資料③ 課題整理統括表
- 資料④ 居宅サービス計画書
- 資料⑤ 口腔・栄養・服薬アセスメント表
- 資料⑥ 興味関心シート、モニタリング資料（必要時）

《地域包括支援センターのケアプラン作成者に準備していただく資料》

- 資料① 目指す姿イメージシート
- 資料② 利用者基本情報
- 資料③ 課題整理統括表
- 資料④ 介護予防プラン
- 資料⑤ 口腔・栄養・服薬アセスメント表
- 資料⑥ 興味関心シート、モニタリング資料（必要時）

#### 6. 個人情報の取り扱いについて

みなさまに提出いただく資料の個人情報につきましては、高齢福祉介護課で個人が特定されないように編集して準備させていただきます。